



# 栃木県公報

平成28年  
9月27日(火)  
第2821号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 887
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 887
- 道路の区域の変更..... 888
- 道路の供用開始..... 888

### 公告

- 大規模小売店舗の変更の届出..... 889

## 告示

### 栃木県告示第四百九十四号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年九月二十七日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部産業政策課の款栃木県産業定着集積促進支援補助金の項の次に次のように加える。

<p>栃木県本社機能等立地支援補助金</p>	<p>県内への特定業務施設（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）及び本社機能又は研究開発機能を有する施設の設置を促進し、もつて県民の雇用機会の増大及び県内経済の活性化を図る。</p>	<p>一 地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（以下この項において「認定事業者」という。）が、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設を設置するために必要な建物の賃借に要する経費</p> <p>一 直近の事業年度の売上高が百億円を超える県外に本店を有する企業が、県内に本社機能又は研究開発機能を有する施設を設置するために必要な建物の賃借に要する経費</p>	<p>当該経費の二分の一以内。ただし、知事が別に定める額を限度とする。</p> <p>当該経費の二分の一以内。ただし、知事が別に定める額を限度とする。</p>	<p>認定事業者</p> <p>直近の事業年度の売上高が百億円を超える県外に本店を有する企業</p>
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

(産業政策課)

### 栃木県告示第495号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定する区域  
小山市大字向原新田字向原86番1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置  
地下水の水質の測定

(環境保全課)

栃木県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年9月27日から同年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市不動前4丁目2-1から 宇都宮市不動前4丁目2-48まで	18.0～22.3	141.3	
	後	宇都宮市不動前4丁目2-1から 宇都宮市不動前4丁目2-48まで	20.0～23.8	141.3	

栃木県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年9月27日から同年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地1236-2から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地1235-3まで	平成28年9月28日
177	主要地方道 羽生田上蒲生線	下都賀郡壬生町大字中泉446-5から 下都賀郡壬生町大字助谷1213-27まで	平成28年9月28日
322	主要地方道 上横倉下岡本線	宇都宮市上田原町1103から 宇都宮市上田原町303-1まで	平成28年9月27日
155	一般県道 羽生田鶴田線	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地138-62から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地1290-1まで	平成28年9月28日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年1月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベイシア益子店  
芳賀郡益子町七井中央10-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ベイシア  
群馬県前橋市亀里町900番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名	株式会社ベイシア 代表取締役 赤石 好弘	株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄	平成28年4月1日
	株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄	株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英	平成28年6月23日

- 4 届出年月日  
平成28年9月14日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

II

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベイシアマート野木店  
下都賀郡野木町大字友沼4857-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ベイシア  
群馬県前橋市亀里町900番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名	株式会社ベイシア 代表取締役 赤石 好弘	株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄	平成28年4月1日
	株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄	株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英	平成28年6月23日

- 4 届出年月日  
平成28年9月14日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)